

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規 則	
◎高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	2
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（2件）（行政管理課）	2
◎告示（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部改正（私学・大学支援課）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）（治山林道課）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（2件）（〃）	4
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	6
○公共測量の実施の通知（〃）	6
○公共測量の終了の通知（〃）	6
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅課）	6
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	7
公 告	
○争議行為の予告（雇用労働政策課）	
	〈3・19掲示〉 7
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	7

規 則	

高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年3月31日	
高知県知事 濱田 省司	

高知県規則第28号
高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則

高知県公益法人等の監督等に関する規則（平成27年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。次条第1項において「認定法施行規則」という。）」を削り、「同項」を「次条第1項」に、「以下同じ。）及び」を「第5条第3項において同じ。）及び」に改める。

第2条第1項中「認定法施行規則第39条第1項の行政庁が定める場所及び」及び「閲覧所の」を削り、「公益法人又は移行法人」を「移行法人」に改め、「財産目録等（認定法第21条第4項に規定する財産目録等をいう。以下同じ。）又は」及び「財産目録等を提出した公益法人又は」を削る。

第3条中「認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公益法人の財産目録等の閲覧若しくは謄写を請求し、又は」を削り、「若しくは謄写を請求しようと」を「又は謄写を請求しようと」に改める。

第4条の見出しを「（移行法人の公益目的支出計画実施報告書の複写）」に改め、同条中「認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公益法人の財産目録等を謄写し、又は」及び「財産目録等又は」を削る。

別記第1号様式中「公益法人等」を「移行法人」に改める。

別記第2号様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）
(報告及び検査)
第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(権限の委任等)
第59条 内閣総理大臣は、第27条第1項の規定による権限（第44条第1項の答申又は第46条第1項の勧告のため必要なものに限り、第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。
2 行政庁が都道府県知事である場合における第27条第1項の規定による権限（第52条において準用する第44条第1項の答申又は第54条において準用する第46条第1項の勧告のため必要なものに限り、第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）の行使については、第27条第1項中「行政庁」とあるのは「第50条第1項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。
第66条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、50万円以下の過料に処する。
(1)・(2) 略
(3) 第27条第1項（第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第29号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表中「単身赴任手当」を「単身赴任手当 在宅勤務等手当」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「**㊦**」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「

記帳
済印

」

を

「

記帳
確認
欄

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県給与支給事務集中処理規則別記様式は、この規則による改正後の高知県給与支給事務集中処理規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第218号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)イ(サ)中「閲覧所の決定及び当該閲覧所の」を「当該閲覧又は謄写を行う場所の決定及び当該」に改め、1の(1)の表を次のように改める。

法人の名称
一般財団法人高知県教育会館 一般財団法人土佐青少年育成会 一般財団法人高知県婦人会館 一般財団法人大津教育振興会 一般財団法人高知県教職員互助会 一般社団法人考える村 一般財団法人小砂丘賞委員会 一般財団法人大方青少年育成会 一般社団法人高知県人権教育研究協議会

1の(2)ア(イ)中「第5条第3項第7号」を「第7条第3項第7号」に改め、1の(2)ア(ウ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、1の(2)ア(カ)中「第8条第2項第3号」を「第10条第2項第3号」に改め、1の(2)ア(キ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、1の(2)ア(ク)中「第8条第3項及び第4項」を「第10条第3項及び第4項」に改め、1の(2)ア(ケ)中「第9条」を「第11条」に改め、1の(2)ア(サ)中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、1の(2)ア(シ)中「第10条第3項」を「第12条第3項」に改め、1の(2)イ(ア)中「第38条第1項第3号」を「第57条第1項第2号」に改め、1の(2)イ(イ)を削り、1の(2)イ(ウ)を1の(2)イ(イ)とし、1の(2)イ(エ)中「第41条第3項及び第4項」を「第59条第3項及び第4項」に改め、同(エ)を1の(2)イ(ウ)とし、1の(2)イ(オ)を1の(2)イ(エ)とし、1の(2)イ(カ)中「第42条第2項第3号」を「第60条第2項第3号」に改め、同(カ)を1の(2)イ(オ)とし、1の(2)イ(キ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同(キ)を1の(2)イ(カ)とし、1の(2)イ(ク)中「第42条第3項及び第4項」を「第60条第3項及び第4項」に改め、同(ク)を1の(2)イ(キ)とし、1の(2)イ(ケ)中「第43条」を「第61条」に改め、同(ケ)を1の(2)イ(ク)とし、1の(2)イ(コ)を1の(2)イ(ケ)とし、1の(2)イ(サ)中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、同(サ)を1の(2)イ(コ)とし、1の(2)イ(シ)中「第10条第3項」を「第12条第3項」に改め、同(シ)を1の(2)イ(サ)とし、1の(2)イ(ス)を1の(2)イ(シ)とし、1の(2)ウ(ア)中「第45条第2項」を「第63条第2項」に改め、1の(2)ウ(ク)中「第50条第1項」を「第68条第1項」に改め、1の(2)ウ(ケ)中「第50条第4項」を「第68条第4項」に改め、1の(2)ウ(コ)中「第51条第1項」を「第70条第1項」に改め、1の(2)ウ(シ)を削る。

高知県告示第219号

平成23年8月高知県告示第496号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)中「以下「整備法」」を「以下この号において「整備法」」に改め、1の(1)アを削り、1の(1)イ中(ア)から(キ)までを削り、(ク)を(ア)とし、(ケ)を削り、1の(1)イ(コ)中「並びに一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ること」を削り、1の(1)イ(コ)を1の(1)イ(イ)とし、1の(1)イを1の(1)アとし、1の(1)ウ(ウ)中「整備府令」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。以下この号において「整備府令」という。）」に改め、1の(1)ウ(サ)中「閲覧所の決定及び当該閲覧所の」を「当該閲覧又は謄写を行う場所の決定及び当該」に改め、1の(1)ウ(ソ)中「認定法」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）」に改め、1の(1)中ウをイとし、エをウとし、オをエとし、1の(1)の表を次のように改める。

法人の名称
一般財団法人高知県警察職員互助会 一般財団法人高知県警察義会 一般社団法人高知県警備業協会 一般社団法人高知県交通安全協会 一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会 一般社団法人高知県指定自動車学校協会

1の(2)中「（公益財団法人暴力追放高知県民センター及び前号の表に掲げる法人のうち整備法第44条の認定を受けた法人を含む。）」を削り、1の(2)ア中「公益法人の」を「公益法人（認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）の」に改め、1の(2)ア(イ)中「認定府令第5条第3項第7号」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下この号において「認定府令」という。）第7条第3項第7号」に改め、1の(2)ア(ウ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、1の(2)ア(カ)中「第8条第2項第3号」を「第10条第2項第3号」に改め、1の(2)ア(キ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、1の(2)ア(ク)中「第8条第3項及び第4項」を「第10条第3項及び第4項」に改め、1の(2)ア(ケ)中「第9条」を「第11

条」に改め、1の(2)ア(サ)中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、1の(2)ア(シ)中「第10条第3項」を「第12条第3項」に改め、1の(2)イ(ア)中「第38条第1項第3号」を「第57条第1項第3号」に改め、1の(2)イ(イ)を削り、1の(2)イ(ウ)を1の(2)イ(イ)とし、1の(2)イ(エ)中「第41条第3項及び第4項」を「第59条第3項及び第4項」に改め、同(エ)を1の(2)イ(ウ)とし、1の(2)イ(オ)を1の(2)イ(エ)とし、1の(2)イ(カ)中「第42条第2項第3号」を「第60条第2項第3号」に改め、同(カ)を1の(2)イ(オ)とし、1の(2)イ(キ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同(キ)を1の(2)イ(カ)とし、1の(2)イ(ク)中「第42条第3項及び第4項」を「第60条第3項及び第4項」に改め、同(ク)を1の(2)イ(キ)とし、1の(2)イ(ケ)中「第43条」を「第61条」に改め、同(ケ)を1の(2)イ(ク)とし、1の(2)イ(コ)を1の(2)イ(ケ)とし、1の(2)イ(サ)中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、同(サ)を1の(2)イ(コ)とし、1の(2)イ(シ)中「第10条第3項」を「第12条第3項」に改め、同(シ)を1の(2)イ(サ)とし、1の(2)イ(ス)を1の(2)イ(シ)とし、1の(2)ウ(ア)中「第45条第2項」を「第63条第2項」に改め、1の(2)ウ(ク)中「第50条第1項」を「第68条第1項」に改め、1の(2)ウ(ケ)中「第50条第4項」を「第68条第4項」に改め、1の(2)ウ(コ)中「第51条第1項」を「第70条第1項」に改め、1の(2)ウ(シ)を削り、1の(3)を削る。

高知県告示第220号

平成21年3月高知県告示第171号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1中「第26条第1項」を「第19条第1項」に改める。

高知県告示第221号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町大板宇タラシバ2704、宇ユマキガ畝2705、宇横指場2703、宇乙女ガ畝2692の1、2692の2、宇黒森日出ケ峠2715の1、2715の3、2715の5、2716の1、2716の3、2716の5、2717の1、2717の3、2717の5、2718の1、2718の3、2718の5、2719の1、2719の2、2719の3から2719の5まで、2720の1から2720の3まで、宇山犬ケ佐古2694、2696から2699まで、宇獅々ケ佐古2708、宇鹿ケ森2712、宇熟々谷2640の1、

2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、2643の1、2643の2、2644から2646まで、2647の3、2648の3、2649の3、2650の3、2651の3、2652の1、2653の1、2655の1、2656の1、2657の1、2658の1、2659の1、2660の1、2660の3、字出向ヒ場2700、字出合場2635の1から2635の4まで、2636の1から2637の4まで、字待合2672、2675、2676、2678から2684まで、2686、2687、2689、字天狗ヶ畝2690の1から2690の3まで、字天狗ヶ休場2691、字無毛ヶ畝2661の1、2661の2、2663の1、2663の2、2665の1、2665の2、2666の1、2666の2、2667から2669まで、字目掛佐古2693、字揚ヶ場2639の1から2639の7まで、2639の10から2639の15まで、字立り巻2638の1、2638の3から2638の7まで、2638の10から2638の14まで、2638の16、峯岩戸字イラズ大道ノ上1535の1、1535の3、1535の4、1536の1、1536の3、1536の4、1538の1、1538の3、1538の4、1539の1、1539の3、1539の4、1540の1、1540の3、1540の4、1543の1、1543の3、1543の4、1544の1、1544の3、1544の4、1545の1、1545の3、1546の1、1546の3、1546の4、字カゲ1638の1、1638の3、1638の4、字コトコ3917の1から3917の5まで、3917の10、3917の11、字コトコノモリ3900の1、3900の2、3901の1、3901の2、3904の1、3904の2、3905の1、3905の2、3906から3911まで、字コトコ谷ノ南1493から1498まで、1500、1501、1503、1505から1512まで、字ススガ峠3923の1から3923の3まで、字セイモト1795から1798まで、1799の1、1799の2、1800の1、1800の2、1801の1、1801の2、1802、1803、1804の1、1804の2、1805から1808まで、1809の1、1809の2、1810、字ヌタ3913の1から3913の6まで、3913の8、3913の9、3913の11から3913の29まで、字ハメ石1651の1、1651の3、1651の5、1652の1、1652の3、1652の5、1653の1、1653の3、1653の5、1654の1、1654の3、1654の5、1655の1、1655の3、1655の5、1656の1、1656の3、1656の5、1657の1、1657の3、1657の5、1657の7、1658の1、1658の3、1658の5、1658の7、1659の1、1659の3、1659の5、1659の7、1660の1、1660の3、1660の5、1660の7、1661の1、1661の3、1661の5、1661の7、1664の1、1664の3、1664の5、1664の7、1665の1、1665の3、1665の6、1668の1、1668の4、1669の1、1669の4、1670の1、1670の4、1671の1、1671の4、1672の1、1672の4、1673の1、1673の3、1673の7、1674の1、1674の3、1674の5、1675の1、1675の3、1675の5、1676の1、1676の3、1676の5、1677の1、1677の3、1677の5、字モミギ畝1439の1、1439の3、1439の4、1440の1、1440の3、1440の4、1441の1、1441の3、1441の5、1442の1、1442の3、1442の5、1443の1、1443の3、1443の5、1443の6、1444の1、1444の3、1444の5、1444の6、1445の1、1445の3、1445の5、1445の6、1448の1、1448の3、1448の5、1448の6、1449の1、1449の3、1449の5、1449の6、1450の1、1450の3、1450の5、1450の6、字ヲコリ岩道ノ上1525の1、1525の3、1525の4、1526の1、1526の3、1526の4、1527の1、1527の3、1527の4、1528の1、1528の3、1528の4、1529の1、1529の3、1529の4、1530の1、1530の3、1530の4、1532の1、1532の3から1532の5まで、字安明寺3916の1から3916の50まで、字安明寺ダバ3920の1から3920の27まで、字井ラズノ上1547の1、1547の3、1547の4、1548の1、1548の3、1548の5、1549の1、1549の3、1549の5、1551の1、1551の3、1551の5、字下タコボ1566の1から1566の3まで、字笠松1513の1、1513の3、1513の5、1514の1、1514の3、1514の5、1515の1、1515の3、1515の5、1516の1、1516の3、1516の5、1517の1、1517の3、1517の5、1518の1、1518の3、1518の5、1519の1、1519の3、1519の5、1520の1、1520の3、1520の5、1521の1、1521の3、1521の5、1522の1、1522の3、1522の5、1523の1、1523の3、1524の1、字呼石1580の1から1580の3まで、字黒森瀧ノ下タ1712の1、1712の3、1712の5、1713の1、1713の3、1713の5、1715の1、1715の3、1716の1、1716の3、1717の1、1717の3、1718の1から1718の3まで、字黒森龍ノ下タ1720、1721の1、1721の2、1722から1728まで、1731、1732、1735から1737まで、字山ベリノ北大道ノ上1461の1、1461の2、1461の4、1461の6、1467の1、1467の3、1468の1、1468の3、1469の1、1469の3、1470の1、1470の3、1472の1、1473から1482まで、1485から1487まで、1488の1、1488の2、1489の1、1489の2、1490の1、1490の2、1491の1、1491の2、1492、字山ベリ畝1451の1から1451の4まで、1452の1、1452の2、1455の1、1455の2、1456の1、1456の2、1458の1、1458の2、字上久保1626、字大タヲ1595の1、1595の2、1598の1、1598の2、1599の1、1599の2、1602の1、1602の2、1603の1から1603の3まで、1611の1から1611の3まで、1612の1から1612の3まで、1614の1から1614の3まで、1615の1から1615の3まで、1625、字大豆地3914の1から3914の6まで、3914の8から3914の13まで、3914の15、3914の17から3914の20まで、字茶ウス石3915の1、3915の2、3915の4、3915の5、3915の7、3915の9から3915の14まで、3915の16から3915の27まで、字茶エン堂1740の1、1740の3、1743、1745から1748まで、1749の1、1750の1、1750の3、1751の1、1751の3、1751の4、1752の1、1752の2、1753の2、1754から1756まで、1757の1から1757の3まで、1758から1760まで、字茶園堂ノ東1761、1764、1766、1767の1、1767の2、1770の1、1770の2、1772の1、1772の3、1774の1、1775から1777まで、1779、1780、1781の1、1782の1、1782の3、1783の1、1783の3、1783の4、1784の1、1784の3、1784の4、1785の1、1785の3、1785の4、1786の1、1787、1789、1790、1794、字豆腐石1691から1709まで、1711、字立道ノ西1552から1557まで、1558の1、1559の1、1559の3、1560の1、1560の3、1561、1562の1、1562の3、1563の1、1563の3、1564の1、1564の3	2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 変更に係る指定施業要件 （1） 立木の伐採の方法 変更しない。 （2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第222号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和7年3月31日 高知県知事 濱田 省司
	1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡津野町船戸字井ノ畝4030の1、4030の2、4030の4から4030の11まで、字稲葉山4034の1から4034の4まで、字柿ノ木ノ平4448の2、4448の3、字寺ヶ谷4031、4033の1、字西ノ峯4450、4452の1、4453、字大巳家4026の4、4026の9、4026の10、字馬場山4025の5・4025の9から4025の11まで・4025の35から4025の37まで・4025の73（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）、4025の1、4025の2、4025の3（国有林）、4025の6から4025の8まで、4025の12から4025の27まで、4025の29、4025の30、4025の32、4025の34、4025の72、4025の76から4025の78まで（以上3筆国有林）、4025の82、字廣藏谷4058 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 変更に係る指定施業要件 （1） 立木の伐採の方法 変更しない。 （2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第223号 令和7年1月高知県告示第13号で告示した指定施業要件の変更

予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年3月31日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1157番地 イ 氏名 筒井 勝幸 (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1136番地 イ 氏名 早水 玉鶴 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1062番地 イ 氏名 西之内 福重 (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1150番地 イ 氏名 上村 重子 (5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1104番地 イ 氏名 川村 嘉雄 (6)ア 登記簿記載の住所 高知市佐々木町37番地3 イ 氏名 伊藤 直幸 (7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1168番地 イ 氏名 川村 泰博 (8)ア 登記簿記載の住所 京都府向日市寺戸町南垣内6番地岡崎グランドハイツ103号室 イ 氏名 橋本 旭生 (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分14番地 イ 氏名 川村 恭平 (10)ア 登記簿記載の住所	高知市唐人町3番8号東武ハイライン503号 イ 氏名 川村 喜美 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川2450番地103 イ 氏名 川村 靖 (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1038番地 イ 氏名 大久保 依光 (13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1185番地 イ 氏名 西之内 敬明 (14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1144番地 イ 氏名 川村 嘉久 (15)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部654番地8 イ 氏名 山中 健利 (16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1013番地 イ 氏名 山中 英運 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分2286番地 イ 氏名 山中 春喜 (18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1560番地 イ 氏名 川村 勝重 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水上分1959番地 イ 氏名 川村 勝重 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水上分2072番2号地 イ 氏名 西内 頼昌 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	吾川郡いの町清水上分字キシノ下タ3061・3064の6から3064の8まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3060、3064の9から3064の11まで、字サテ藪3068の1（次の図に示す部分に限る。）、3068の2、字サデ藪谷山2995の7、字ズズ山3954から3958まで、字ム子荒3053の4から3053の9まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤシキガウチ3884、3888、3889、字猿額山3960、字牛王山上ミ2994の1、2994の3、2994の6から2994の16まで、2994の18、2994の19、字向山3067、字佐手藪山2995の6、字山葉ヶ瀧山3959の1、字子ゴレ山3921、字大平3069のイ、3069のロ、3070の1、3070の2、3071、3088、3089、字程野山3040の1から3040の10まで、字桧尾畝山3066、字桧尾畝留加山3065（国有林）、字下保口山3048の2（国有林）、字中島屋山3050（国有林）、字段々山2883の1、2883の2 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第224号 令和7年1月高知県告示第15号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和7年3月31日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別1316番地 イ 氏名 岡林 茂 (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1813番地 イ 氏名 國友 徳馬 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村柳野2269番イ号地 イ 氏名 岡林 福次 (4)ア 登記簿記載の住所 香美郡赤岡町1428番地3 イ 氏名 筒井 準 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
--	--	--

（１） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町小川新別字坂本2167、2171から2174まで、字小倉川向2037の１、2037の２、2038の１、2038の２、2039の２、2041、2042の１、2042の４から2042の６まで、2044の１、2044の３から2044の６まで、2045の１、2045の３、2045の４、2046から2053まで、2054の１、2056から2058まで、2059の１から2059の３まで、2061の１から2061の４まで、2062、2064の２ （２） 保安林として指定された目的 水源の涵養 （３） 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第225号 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和７年３月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 １ 作業種類 基本測量（地磁気測量） ２ 作業期間 令和７年４月１日から令和８年３月31日まで ３ 作業地域 室戸市 高知県告示第226号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年３月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 １ 作業種類 公共測量（用地測量） ２ 作業期間 令和７年２月６日から同年10月31日まで ３ 作業地域 四万十市古津賀地内 高知県告示第227号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年３月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司

１ 作業種類 公共測量（用地測量） ２ 作業期間 令和７年２月18日から同年12月12日まで ３ 作業地域 土佐郡土佐町古味地内 高知県告示第228号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年３月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 １ 作業種類 公共測量（用地測量） ２ 作業期間 令和７年２月21日から同年10月31日まで ３ 作業地域 四万十市古津賀地内 高知県告示第229号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年３月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 １ 作業種類 公共測量（用地測量） ２ 作業期間 令和７年２月26日から同年10月31日まで ３ 作業地域 四万十市古津賀地内 高知県告示第230号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年３月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 １ 作業種類 公共測量（用地測量） ２ 作業期間 令和７年３月３日から同年10月31日まで ３ 作業地域 四万十市佐岡地内

高知県告示第231号 高知県土木部須崎土木事務所長から令和６年６月高知県告示第417号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和７年３月３日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 高知県告示第232号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和６年６月高知県告示第418号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和６年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 高知県告示第233号 高知県土木部高知土木事務所長から令和６年10月高知県告示第564号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和７年３月９日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 高知県告示第234号 高知県土木部中央東土木事務所本山事務所長から令和７年２月高知県告示第83号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和７年２月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 高知県告示第235号 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第41条第１項の規定により次のとおり告示する。 令和７年３月31日 高知県知事 濱田 省司 １ 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所 一般社団法人あんしん生活協議会 兵庫県西宮市甲子園浦風町３－６ ２ 支援業務（法第42条に規定する業務をいう。）を行う事務所の所在地 高知市上町四丁目４－２
--

3	指定年月日 令和7年3月24日 高知県告示第236号 次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。 令和7年3月31日 高知県知事 濱田 省司
1	高岡郡佐川町字矢崎ヶ奈路乙5111番地先から字ムロハラ113番1地先に至る延長1,044メートルの道
2	高岡郡佐川町字ムロハラ280番2地先から字ムロハラ307番1地先に至る延長46メートルの道
3	高岡郡佐川町字中山谷乙710番地先から字中山谷乙691番地先に至る延長192メートルの道
4	高岡郡佐川町字ムロハラ245番2地先から字ムロハラ266番地先に至る延長248メートルの道
----- 公 告 -----	
	令和7年3月18日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長由比智一から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。 令和7年3月19日（揭示済） 高知県知事 濱田 省司
1	事件 3月11日提出の2025年春闘要求書の貫徹について
2	日時 令和7年4月1日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間
3	場所 高知県厚生連の全職場又は一部の職場
4	争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を行う。
----- 監 査 公 表 -----	
監査公表第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。 令和7年3月31日 高知県監査委員 6 高行管第141号 令和6年6月28日 高知県監査委員 様	

	高知県知事 令和5年度行政監査結果に対する措置について（通知） 令和6年3月26日付け5高監報第16号で報告のありました、令和5年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。 記
第1	監査委員の意見 1 情報システム導入の目的の達成及び効果の検証について 農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」については、導入後の運用が想定どおりに進まず、現時点では十分な機能が発揮できていなかった。 これは、システム自体としては構築を完了しているが、処理に必要なデータの収集ができる体制が整っていないためであった。 については、システム本来の機能が発揮できるよう、早期に適切なシステムの運用体制づくりを進め、情報システム導入目的の達成に向け取り組むことを求める。
2	情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて 農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」及び教育センターの「教職員研修管理システム」については、セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順が定められていなかった。また、情報システム全体を所管する所属（「出荷予測システム」はデジタル政策課、「教職員研修管理システム」はデジタル政策課及び教育政策課）においてはそのことが把握されていなかった。 システムを所管する各所属においてはこれを適正に規定すること、情報システム全体を所管する所属においては適正な取扱いについて改めて整理のうえシステム所管所属に周知徹底すること及び必要に応じて状況の把握に努めること等、必要な対応を求める。
3	情報システムの導入に係る支援について 情報システムの導入については各所属で対応することとなっているが、その中の導入支援については、専門的なアドバイス等を受けられる仕組みがあり、実際に利用されているところでもあり、必要な対応は行われている。 一方、デジタル政策課において情報システムの調達や運用・管理に関する通知やマニュアル等を掲載する庁内向けのウェブページ「デジタル政策課イントラ」において、「作成中」のままであったり、長期間更新されていない項目があった。 これは、所属において情報システムの導入や保守運営に当たって当該ページが閲覧されることを想定すると適切でない

	と考えられる。記載項目の更新や掲載内容の整理を行うことなどにより、所属でのシステム調達や運用管理の円滑化に有効なものとなるよう、適切な対応を求める。 情報システムの調達に当たっては、その設計・調達から実際に稼働するまでには一定の期間を要し、規模や利用環境によっては様々な調整も必要となり、場合によってはシステムの円滑な導入や運用に支障が生じることもあり得る。また、システムの調達や運用管理に関しては専門的な知見を要する部分もあるが、多くの場合専門性を有しない職員が対応することとなり大きな負担となることも考えられる。このため、デジタル政策課においては、調達を行う場合に所属において過度の負担とならないよう、専門的な部分を含めた調達支援を充実させるとともに、今後も県の情報システムの調達や運用管理が適正かつ円滑に行われるよう努められたい。
第2	措置の内容 1 情報システム導入の目的の達成及び効果の検証について 「出荷予測システム」の運用が想定どおりに進まず、十分な機能が発揮できていない原因は、農家の出荷実績データ（以下「データ」という。）をJ Aを通じて県に提供いただくにあたって、法律上必要となる「本人の同意」の取得に想定以上の時間を要したことに加えて、J A側のプログラム改修に多額の費用がかかることや、データを集計するタイミングが出荷場によって異なるなど、出荷予測に活用するデータが十分に収集できなかったことによるものです。 令和4年9月にI o Pクラウドの本格運用を開始して以降、J Aと連携し、データ提供にかかる本人同意の取得を進めてきた結果、令和6年3月末時点の同意率は、ナス、キュウリで9割、ピーマン、ニラ、シシトウで8割となり、I o Pクラウド内へのお荷データの集積が進んでいます。 現時点では、J Aが集出荷場ごとの出荷予測に活用できるよう、システム運用の見直しを行いました。 一方、県域での出荷予測には、J A側が各集出荷場のデータ集計のタイミングを合わせる必要があります。そのため、令和6年度から、高知大学発のベンチャー企業「株式会社高知I o Pプラス」を中心に、J Aと連携して、「出荷予測システム」をベースとしたシステムの開発を進めています。 こうした取組により、「出荷予測システム」を活用した「個々の農家の営農改善と出荷予測情報に基づく戦略的な販売」の早期実現を目指します。
2	情報システムの調達・運用・管理の関係規定に沿った取扱いについて (1) 農業イノベーション推進課 「出荷予測システム」の情報セキュリティ実施手順書として「I o Pクラウド運用保守等委託業務運用設計書」で定めるセキュリティ関連規定で代替できると誤認したこと

が原因です。 県の情報セキュリティ実施手順書の様式に従い、I o Pクラウド（出荷予測システムを含む）の情報セキュリティ実施手順書を作成します。 （2） デジタル政策課 情報セキュリティ実施手順に関する対応状況については、令和6年4月22日付けで全庁に情報セキュリティ実施手順書の重要性について周知するとともに、業務委託を行っている情報システム等を対象として、情報セキュリティ実施手順書の有無等に関する照会を行いました。 その結果、16システムで情報セキュリティ実施手順書が整備されていなかったことから、知事部局が管理している情報システムについてはデジタル政策課が指導を行い、他の任命権者が管理している情報システムについては当該任命権者において所要の対応を行い、令和6年7月末までに該当する情報セキュリティ実施手順書の整備が完了する予定です。 また、デジタル政策課が毎年行う情報システム担当者向けの研修会等においても注意喚起を図ることにより、適正な対応に努めます。 3 情報システムの導入に係る支援について 長期間更新されていなかった調達支援のページについて、令和6年6月に記載項目の更新や掲載内容の整理を行いました。引き続き、掲載内容を定期的に更新するなど、より良いウェブページづくりに取り組みます。 また、これまでの各システム所管所属への支援を通じて蓄積した資料やノウハウを活用し、研修資料の改善を図るとともに、必要に応じて専門的な知見を有するアドバイザーから助言を得るなど、より質の高い支援を行い、今後も県の情報システムの調達や運用管理が適正かつ円滑に行われるよう努めます。 6 高教政第196号 令和6年6月5日 高知県監査委員 様 高知県教育長 令和5年度行政監査結果に対する措置について（通知） 令和6年3月26日付け5高監報第16号で報告のありました、令和5年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じましたので通知します。 記 1 監査委員の意見 農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」及び教育センターの「教職員研修管理システム」については、セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに定めるとされてい	る情報セキュリティ実施手順が定められていなかった。また、情報システム全体を所管する所属（「出荷予測システム」はデジタル政策課、「教職員研修管理システム」はデジタル政策課及び教育政策課）においてはそのことが把握されていなかった。 システムを所管する各所属においてはこれを適正に規定すること、情報システム全体を所管する所属においては適正な取扱いについて改めて整理のうえシステム所管所属に周知徹底すること及び必要に応じて状況の把握に努めること等、必要な対応を求める。 2 措置の内容 （1） 指摘のあった教育センターの「教職員研修管理システム」については、県庁ネットワークに接続している情報システムであり、本来は、情報セキュリティ実施手順書（以下「手順書」という。）が必要であるところ、従前から手順書が作成されていませんでした。ただし、このシステムは令和5年度末で廃止となり、文部科学省のシステムを利用することとなったため、改めて県として独自に手順書を作成する必要はなくなっています。 （2） その他の教育委員会が所管する情報システムについては、高知県情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ実施手順を定めるよう、令和6年6月5日付け6高教政第208号「情報セキュリティ実施手順書の取扱いについて（通知）」により、各所属に周知しました。以後、この通知に沿って適切に対応していきます。	
---	---	--